

平成26年度第3回行政評価委員会

日時：平成26年8月5日18時30分～20時35分

場所：伊予市庁舎3階第3委員会室

出席者：妹尾克敏委員長、門田眞一副委員長、芳岡毅委員、西畑眞知子委員、曾根弘輝委員

事務局（坪内・小笠原・岡井）

傍聴者：なし

1 開会

会議の成立及び傍聴者はいないことを確認した。

2 議事

（1）報告事項

①現在の取組状況

平成26年8月5日現在、全事務事業について2次評価が完了。外部評価対象事業：65件、最終評価段階：406件、合計471件となっている。

（2）審議事項

①第2回会議録の確認

会議録の構成は開会～閉会の大まかな流れを、その後に個々の行政評価の審議内容（No. 1～7）をまとめている。

委員から要望のあったシートのフォントサイズは修正の上、送付した。

②行政評価（外部評価）

| | | | |
|--------|--|-------|---------|
| No. 8 | 児童扶養手当給付事業（子育て支援課） | …………… | P 2～5 |
| No. 9 | 児童手当給付事業（子育て支援課） | …………… | P 5～6 |
| No. 10 | 保育所運営事業（うへの、なかむら、みどり、ぐんちゅう、 とりのき）（子育て支援課） | …………… | P 6～10 |
| No. 11 | 私立児童運営事業（子育て支援課） | …………… | P 10～12 |
| No. 12 | 重度心身障害者医療費助成事業（保険年金課） | …………… | P 12～14 |
| No. 13 | 乳幼児医療費助成事業（保険年金課） | …………… | P 14～16 |
| No. 14 | 母子家庭医療費助成事業（保険年金課） | …………… | P 16～18 |

（3）次回の委員会

①日程

第4回委員会は8月19日（火）18時30分～

第5回委員会は9月2日（火）18時30分～

(4) その他

冒頭に報告した外部評価事業65件のうち、4事業については以下の事由により報告のみとした。(前回の委員会で別の3事業は報告済み)

- ・国際交流員招致事業、交通災害共済事業(二次評価者→事業廃止: 昨年の行政評価にて既に諮っており、26年度には廃止しているため。)
- ・中山自治支援センター建設事業、総合保健福祉センター建設事業(二次評価者→事業廃止: 両施設とも躯体は既に完成しており、前者は駐車場整備のみの支出、後者は建設に伴う物件保障のみの支出であるため。)

また主要事業として外部評価に上がっている事業については、昨年度の行政評価で諮っている2事業を含め、計4事業を新たに評価対象事業とすることとした。

3 閉会

行政評価(外部評価) 議事録

No. 8 児童扶養手当給付事業(子育て支援課)

(委員)

不正受給と言っているのだが、不正受給がどれぐらいあるのか、また不正受給に対してどんな対策を取っているのか、教えていただきたい。

(子育て支援課)

手持ちの資料で正確な数字はないのだが、年間約20件は市民からの通報や投書がある。通報があれば、担当職員が対象者の自宅を訪問して事実婚の有無の調査をしている。また住民票や戸籍、税あるいは保険の扶養について確認し、実際に事実婚があった場合は、対象者に窓口に来てもらい、資格喪失の手続きを踏んでいる。

(委員)

通報がないと調べに行かないのか。

(子育て支援課)

児童扶養手当は毎年8月に現況届の提出がある。その際全対象者(全額支給・一部支給・全部停止)に来ていただいている。その際、口頭で説明するとともに、現況届の提出後には住民票その他もろもろの審査をしてから、給付費の支給をしている。

(委員)

この事業は、いわゆる離婚だけではなく、DVや母子・父子の子供たちの貧困の問題もある。ちゃんと支給されたものが、子どもの立場に立って使われて

いるかが一番の行政目的であり、制度の趣旨に沿って適正にやっていくのが大事である。

ここにある延べ人数というのは、必要がなくなった場合は対象者から除外され、必要になった場合は増える、その1年間の足し込みになっているのだろう。実績として延べ人数が減っている要因としては、通報や周知徹底による適正な管理、支給のほかに、少子化の影響もあるとも言われる。また離婚やDVといった家庭の問題が複雑化しており、全国的にこういう問題は増える傾向にあるのではないかと。目標7,200という延べ人数の見直しをしないといけないという課題が挙げられているとおりに、現状把握に沿った目標を示して遂行することが大事だと思う。延べ数が減っているのは分かるけれど、家族の数が減っているのか、あるいは潜在化しているものを拾えてないのか。実際はどうか分かる範囲で教えていただきたい。

(子育て支援課)

少子化もあろうかと思うが、転出も要因としてはあろうかと思う。

(委員)

よろしいですか。まず対象受給者の掌握は完全なのか。支給方法は振込みなのか、取りに来られるのか。それから不正受給者情報が増えるというのは、社会情勢や経済情勢などあろうと思うが、その原因や状況認識を担当はどう捉えているのか。次に事業の目的に「生活の安定と自立を助け、児童の福祉を図る」とある。市の仕事として、それに関わる余地はあるのか。手当を支給するだけでなく、その目的に結び付くような事例があれば教えてほしい。

成果指標の考え方について。対象者の完全な掌握のパーセント、不正受給者の処理した件数を捉えた成果、または受給を辞退した人や世帯が増えているのかどうか、この3つのうちのどれかが成果指標の捉え方ではないかと感じた。

(子育て支援課)

受給者の完全な掌握について、市は年に一度の広報紙とホームページでの周知を行っている。父子の制度は平成22年から始まっているものの、手当では申請があって初めて支給できる申請主義のため、完全にひとり親を把握しているかと言われると全ての数ではないと思う。5年に一度国勢調査でひとり親の調査も行っているのだが、やはり児童扶養手当を受給している人数と国勢調査で市民から提出された数には誤差があるので、伊予市としても周知方法を考えていかなければならない。

次に支給方法について。給付はほぼ振込みであるが、悪質な保育料の滞納者については、窓口にお越しいただき、納付の相談をさせていただいている。

不正受給に関しての状況については、年間20件という数を報告したが、詳細な内容としては交際相手がいたり同居男性がいたりという、事実婚がほとんどを占めている状況である。

ひとり親の支援としては、現況届提出時に、収入や所得が低い方には、既存制度や就労支援、貸し付けなどの説明をしている。仕事の相談があった場合、母子家庭等自立支援事業として、例えばヘルパー2級を取りたいと言われると必要経費の20%を助成している。また保育士、理学療法士、社会福祉士など、5つの資格に限られるものの、資格取得のために学校へ行くという方に関しては、高等技能訓練分として2年間生活費（課税世帯と非課税世帯で金額は違う。）の支給をしている。

(委員)

ここで言う児童とは、0歳から中学卒業までが対象か。

(子育て支援課)

0歳から高校卒業までである。障害をお持ちの方については20歳になるまで児童扶養手当は給付される。

(委員)

児童扶養手当の額はほかの自治体と異なるのか。もしくは同じ額に決められているのか、また所得制限はあるのか。

(子育て支援課)

金額は全国一律になっており、伊予市は国の基準で示された金額を支給している。所得制限はあり、扶養人数や控除金額により多少変わってくる。資料の事業内容に記載されているとおり、全額支給の月額41,430円から9,710円の間、10円単位で金額が決まってくる。

(委員)

成果指標は利用者数を指標としているのだが、不正受給者の減少とした方が良いのではないか。

(子育て支援課)

成果指標の設定については、担当課としてもやや疑問を感じている点があるため、次年度の評価については見直しを考えたい。

(委員)

もう一点、児童数と児童扶養手当の給付者の比率について。先日テレビを見ていると、貧困児童が増えており、6人に1人が貧困児童だと言われていた。伊予市の児童数と児童扶養手当を給付している人の比率はどれくらいか。

(子育て支援課)

26年3月末の人口で、0歳児から18歳までが6,272人である。児童扶養手当の対象児童数は570人であるので、割合では9%、1割弱という数字になる。

(委員長)

不正受給者が増えているという話であるが、20人程度…私は極めて少ないと思う。そういう法律なのではないかと思うのだが、要は現況届も故意に何かをしようと思えば、言葉は悪いがどうにでもなる。その点は警察ではないのでチェックできない。先ほど委員がおっしゃったように、成果指標で不正受給者数とかそのパーセンテージとか、そういう指標が1つはあってもいいのかなと思う。大半の受給者は善良で健全なのだろうが、一部にそうではない方がいる。そういう認識を見直すためにもそうした方がいいし、もっと根本的に現況届と通報以外に正確に事態をフォローできる方法を新たに模索するべきではないか。あるいはそういう観点を持ち続けておくことが必要ではないかと感じた。

No. 9 児童手当給付事業（子育て支援課）

(委員)

成果指標が利用者数ではなく、支給漏れ人数の減少とした方がいいのではないかなと思う。

(委員)

同意見である。押さえる点はやはり、支給対象者を完全に掌握すること。言い換えれば、それに続く支給漏れをなくすこと。もう一つ大事なのが、支給を辞退している人をつかむのもいいのではないかなと思う。

支給漏れをなくすという点では、シートに書かれているとおり、広報やホームページだけではなく、住民登録情報や所得制限を市民税務課と付き合い合えば、正確な支給すべき世帯の完全掌握ができるのではないかな。出生届と同時に、その世帯の課税データと突き合わせて、支給世帯をきちっと押さえられるのではないかなと感じた。

(子育て支援課)

支給漏れに関する件であるが、資格の発生原因は出生もしくは転入なので、市民税務課の窓口と連携をし、必ず子育て支援課に寄ってもらうようにしている。市民税務課には来たものの、子育て支援課には来ていないという方もおられるのだが、後で異動届も回ってくるので、そういう方にははがきを送付し、支給漏れがないよう案内している。

(委員)

この事業は国の事業であり、法定受託事務ということで市が行うべき事業となっている。当然必要な事業であり、制度の周知徹底と先ほどから言われているとおり、支給漏れがないよう、いろんな方法を徹底してもらうことに力を注ぐべきだと思う。

成果指標の取り方として、私は別にこの支給対象者数でも良いのではないかなと思う。ただもしこの3,000という数字が実態に合わないのであれば見直しも必要かなと思う。いずれにせよ、所得制限により額が減るといった影響を受けている方も実際にはいるわけではあるが、子供のための手当であるので、制度の目的や主旨も踏まえて、逆に拡充・充実できる制度にすべきではないかというのが私の意見である。

(委員)

人口減少の中、少子化対策としてはいいことだと思う。これに市独自で上乗せするという考えはあるのか。

(事務局)

財政面のこともあり、今はその考えはない。お金があれば子どもが増えるということでもなさそうなので、そこはまた検討したいと思う。

(委員長)

さきの児童扶養手当給付事業とこれは言えば裏表であり、その認識で記入されているこのシートを見ると、不正受給者をピックアップすることと支給漏れの人数をピックアップすることとは、同じ物差しではないので、その辺が分かるようどこかに表現しておいてほしかった。

それから、受給を辞退される方はかなりの数いらっしゃるのか。

(事務局)

私は昨年10月に異動で担当となった。前任にも聞いているが、児童手当の辞退者はいないと思う。

(委員長)

そうだろう。

No. 10 保育所運営事業（子育て支援課）

(委員)

この事業も少子化対策には大変有効だと思う。滞納が大分あるということであるが、事業開始が17年度か、それ以前も含めて滞納はどれくらいになっているのか。年度々々できっちり終わっているのか、それとも繰り越しているのか。どのようにしているのか。

(子育て支援課)

25年度以前の伊予市内の保育所（ぐんちゅう、みどり、なかむら、おおひら、とりのき、うへの、佐礼谷、上灘、下灘）及び広域保育所を合わせると432万9,600円となる。

(委員)

この払われていないお金は結局どうなるのか。

(子育て支援課)

保育所の園長が保育所で取ったりとか、我々が家庭に訪問して頂いたりとかしている。保育料は税と同じく期限があり、その期限（翌月20日）を過ぎると督促状を出している。督促による期限（翌月末）までに納付がない場合及び納付の意思がない場合、例えばその家庭に支払い能力がない（生活困窮、破産、生活保護受給など）場合には不能欠損ということで、保育料を翌年度に繰り越す際に落としている。ただ一部で納付があつたり納付誓約書の提出による納付意思があつたりする場合は、そこからさらに5年間という期限となる。保育料が入る見込みがないといってすぐに落とすことはできないので、それが溜まって今の金額になっている現状である。

(委員)

一部の保育所の滞納額が多いようだ。その原因は把握されているのか。

(子育て支援課)

一つには、1年間ずっと払われなかったという原因がある。家庭訪問でも働きかけはしているのだが、保育料を支払う意識の低下という事情もある。

(委員)

何とかしないといけない。

(委員)

保育所全体に共通して、保育に欠ける子どもたちをちゃんと入所させるということがある。少子化対策で子育て支援等々の新しい方針も出されており、特に女性の働く機会を増やしていかなければならないことから、多様な保育需要を受け止めないといけないと思う。

まず聞きたいのは、定員充足率は分かるのだが、待機児童数についても指標を出していないといけない。待機児童数は潜在化しているところもあり、正確な数字ではないけれど、実際どれだけ家庭にいるのかちゃんとつかむ必要があると思う。

それから伊予市の公立の土曜保育は昼までだろう。地域のニーズや受け入れ態勢もあるだろうが、特に今の女性からすれば、土曜、日曜も働いているわけ

であり、そのニーズをどういう角度で受け止めるのかを考えないといけないと思う。財政上の問題と言ってしまうと終わりなのだが、やはり一時保育や延長保育、一時預かりなどいろいろニーズがあるのだから、そこを把握した上で、こういうやり方ができるのではないかと、園なりに考えてやらないと、多様なニーズを受け止めることにはならないと思う。そこをしっかりと捕まえる指標を設定しないと、課題認識も滞納整理だけになるのは、非常にマイナーな発想ではないかと思う。

成果指標にあるとおり、1人当たりの事業費をどれだけ減らしたかというのは、効率化を図るならそういう意味合いもあるかもしれないが、結局これでは人員を減らすしかない。前回の行政評価委員会でもあったとおり、ここに現れている人件費は正職員の人件費だろう。賃金の部分は直接事業費という物件費に入るのかどうか分からないが、要するに実際のサービスは正職であろうが非正規であろうが臨時であろうが、保育士の人件費が一番大きいウェイトを占めているのだから、そこが分かるようにしてほしい。ほかの事務事業でもそうなのだが、人件費が隠れてしまっている。実際の実態として、細かいニーズにも対応してやっているのだから、正職員と嘱託、要するに人件費はちゃんと表示して埋もれさせる必要はないと思う。そこだけ変えろとは言わないが、特に保育のサービスというのは人のサービスなので、一番大事なところが分かるものを考えていかないといけないのではないかと思う。この成果指標では、限りなく人員削減をしないと達成しないものであり、保育が遠ざかるような指標を掲げるのは目的から反していると思う。

(子育て支援課)

本当におっしゃるとおりである。4月から新制度が始まる。公立保育所の土曜保育についても今後考えていくこととしている。

(委員)

私も成果指標の捉まえ方については、人件費を含めて我々が分からない部分もあるのだが、質の良い保育をするということになれば、人件費を切り詰めていくスタイルではなく、人件費を除いた消耗品や備品購入費の部分を効率的にやるという捉え方もあるべきではないかと思う。

それから、データを突き合わせていくと、一つの保育所に保育士と賄いの方を入れて大体5人、1人当たり約4人の保育をすることになるのだが、保育料は一緒なのか。違うのか。

(子育て支援課)

所得によって保育料は変わるが、同一条件であれば、市内全域公立も私立も

含めて同じ金額である。

(委員)

なるほど。保育所によって収入が落ちたり、年度によって変わったりと、特殊事情があるのかなと思うのだが、それが何で起こるのか分かれば教えていただきたい。

(子育て支援課)

なかむら保育所では、25年度に0、1歳児保育室の改修など工事が入っている。みどり保育所については、配慮を要する子どもの増加、そして子どもが40人を超したため、調理員増とパートの保育士増となっている。併せて老朽化した備品類の購入がかなり上回っている状況である。

(委員)

私は保育所によって1人当たりの事業費に倍ぐらいの差があるということを感じた。他市町村の保育所との事業費の比較分析とかしているのか。

(子育て支援課)

特にそのような分析はしていない。

(委員)

もう一点、新聞報道によると非正規の職員化が進められているような記事が載っていた。事故があっては困るし、安全でなければならぬと思うので、このような点に注意してほしいと思う。

(委員長)

本来は地域の実情に応じた待遇が認められてもいいとは思っているのだが、今のところ児童福祉法による保育所の運営は国の示した基準があり、やはり一様である。百年河清を俟つ状態かもしれないが、委員の皆さん口々におっしゃった臨時職員で対応するという、人を育てるのに安く上げようという発想自体がいただけないと思う。例えば臨時という従来の意味ではなく、正規職員と臨時職員とのすき間を埋めるような機動力のある職員の採用というか、マンパワーの活用というか、当然お考えになっているとは思っているのだが、現場で何か実現に向けてということがあればお教えいただきたい。

(子育て支援課)

伊予市でも臨時職員がたくさん増えたために見直しを図っている。臨時も3年目からは嘱託職員となってもらい、月給制で有給休暇も付くという保障に変更となる。

(委員長)

もう少し根本的な何かがあってもいいと思う。ただ担当課にそれを求めるの

は酷なので、これ以上は申し上げない。

(委員)

待機児童はつかんでおられるのか。

(子育て支援課)

国が示している定義での待機児童は伊予市には発生していない。ただ新聞などで言われる潜在的な待機児童となると、伊予市も含め全国的に3歳未満時の入所希望が年々増えている現状であり、伊予市では0歳児の受け入れが困難な状況にある。電話で申し込みがあってもお断りしている現状である。

その0歳児が入れないために、現在とりのき保育所に15名定員の0歳児保育室を造っている。9月から受け入れを始めようと考えているが、現実問題保育士がいない。県の支援センターやいろいろな所に問い合わせをするのだが、保育士不足が影響しているのが現状である。

(委員)

重ねて言う必要はないのだが、要するにニーズは潜在化しているのだから、そこをどうやって顕在化するかは市の政策判断だと思う。そこを捕まえる努力をしないと、議会で待機児童はいませんという答弁では今のままでいいということになる。担当課としてはちゃんと捕まえて課題認識に努めていただきたい。

No. 11 私立児童運営事業（子育て支援課）

(委員)

さくら幼稚園の滞納額の比率がすごく大きいと思った。私立の保育所としてはなかなか強制的なことができないという説明の中、今後は何か対策をされるということなので、それはよい。事業費として国や県から補助が出ているようだが、これは児童数などに応じて決まっている額なのか。

(子育て支援課)

国庫補助金・県支出金については、新制度でも言われている公定価格がある。0歳児、1・2歳児、3歳児、4歳児以上と分かれた保育単価にそれぞれの入所定員を累積した金額に対し、国が2分の1、県が4分の1補助している。

(委員)

もう一点、さくら幼稚園は耐震化工事で建てかえを予定しているのか。工事費で税金がどれくらい使われる予定なのか。

また私は以前大阪の堺市に住んでいた。堺市は市立保育園をなくし、私立の

民営化を進めていた。私は15万人くらいの地域に住んでいたのだが、市立保育所はゼロだった。伊予市は将来的にどういう考えを持っているのか。

(子育て支援課)

さくら幼稚園の改築工事の件について説明する。総事業費は2億3,000万円余りだったと思う。補助対象となる基準額に対し、国からの補助が10分の4.5、市からの補助が4分の1となっている。

(委員)

さくら幼稚園は個人の持ち物なのか。

(子育て支援課)

法人である。

(委員)

行政評価という観点より、さくら幼稚園というのは古くからあるのか。

(委員)

私はここの保育園の卒園児である。昭和26年に開園した非常に歴史のある保育所であり、公立の保育所が1か所あるかないかの時代からあった。先ほどの公立保育所の話とも絡むのだが、ここは土曜保育や延長保育、障害児の受け入れなど、公立でやっていない部分を早くからやっていた。別に卒園児だからというわけではないが、ニーズを受け止めてきていると思う。聞いたところでは、今定員60名のところに93名の問い合わせが来ているようだ。だから公立が受け入れられないニーズを受けている現状だと思う。

その点で先ほどの改築の話は、言い方が失礼かもしれないが伊予市は公立主義である。民間設備に対する恒常的な援助の仕組みがないから、私立は自己努力でやらざるを得ないけれど、実際改築するほどの資金は保育所運営の中できなかなかなか捻出できない状態が何十年と続いてきた。やっと補助金がつくようだが、改築は遅れているようである。今後は定員も増えるようだし、新しい保育サービスにも取り組みたいということで、これは評価というより内容的な充実の方向で是非進めてほしいところである。

あと成果指標について、延長保育を何人受けているのかとか、障害児保育を何人受けているのかとか、そういう一番努力している人たちのプラス思考のものを引っ張り出す指標を取っていただきたいと思う。

(委員)

この事業は大変いいことである。市内に私立幼稚園というのはほかにもあるのか。その幼稚園にも同じように補助しているのか。

(子育て支援課)

天使幼稚園がある。教育委員会の管轄であるが、幼稚園にも私学助成金を出している。

(委員長)

幼稚園は、学校教育法上で言う学校であるから、少し枠組みが違う。

私立が極端に少ないというところからすると、子どもを預けている親御さんがちょっとなめてかかって滞納しているのがありありと分かる。滞納の徴収や滞納の予防に努めるのは市の管理であるということは、殊更にアナウンスしていくべきではないか。

(子育て支援課)

滞納の件については、職員が直接さくら幼児園に出向き、保護者のお迎えの時間に合わせて待って保護者と面談をしている。その時はいついつまでに支払うと約束してくれるのだが、期日を待っても入ってこない。

(委員長)

それができれば苦勞しない。それより、別に警察用語を使うわけではないが、子育て支援課に出頭という手法も考えていいのではないか。ご苦勞とは思いますが対応をお願いしたい。

No. 12 重度心身障害者医療費助成事業（保険年金課）

(委員)

この事業自体は必要なことだと思う。事業の目的で医療の一部とある。2割とか3割とかあると思うのだが、どれくらいか。

あと自己の課題認識に、給付されるべき医療費が給付されないことがないよと書いてあるのだが、実際に給付されなかったことがあるのか。もしあるのなら、なぜそんなことが起こるのか教えてほしい。

(保険年金課)

医療費については1割、2割、3割等々、医療費で必要な分に対して助成している。周知が漏れて申請できなかった人というのは、実際にはいないと思う。

(委員)

「既存の医療費助成システム受給者証様式に改修を行い」云々と書いている。これはどういうことなのか教えていただきたい。それから手続き周知の徹底について。今支給漏れの質問があったけれど、それに対してどういう手を打っているのか教えてほしい。

(保険年金課)

医療費助成システムについては、受給者証の様式の送付先の宛名をシステムで印字する改修をした。それにより一斉更新の際、宛名が入り、正確な住所に送れるようになった。

(委員)

今まではそうではなかったのか。

(保険年金課)

そうだ。受給者証の部分のみの印字だったので、別の封筒に宛名を書いて、それに受給者証を封入していた。

(委員)

シートの説明の中で適性云々という話があったのだが、もう少し具体的に説明いただきたい。

(保険年金課)

適正受診である。病院を2か所も3か所もかかるのを減らしてもらうとか、薬を後発のジェネリックに切り替えてもらうとか、メタボの関係の方には特定検診を受けていただいでできるだけ医療費が安くなるようにするとか、そういう内容である。

(委員)

身体障害者に対する医療費の助成はもちろんであるが、その他の施策は何か事業的にしているのか。例えば軽度の方には少しお仕事を与えとか、そういう生きがいを与えるような施策があればお願いします。

(保険年金課)

保険年金課は医療関係を行っている。障害者に対する特別な事業については福祉課が担当している。内容はいろいろあるのだが、障害者福祉のしおりを持っていないので、後日福祉課から連絡を入れるようにしたい。

(委員長)

今の指摘というか疑問について、所属長の課題認識にも自己の課題認識にも所管である福祉課と日常的に連携しなければならないと、関係部署との連携を深めると書いてあるのが気になった。要は、保険年金課は医療費の助成事業が担当ということなので、いたし方ないと思う。

1つ疑問なのは、給付されるべき医療費が給付されないということが間々あるのか、それとも例外的なのか。素朴な疑問である。

(保険年金課)

先ほど説明したとおり、今のところそういう形で給付できなかったということはない。ただ周知自体が該当者の方に完璧に伝わっているかどうかは微妙で

ある。福祉課において障害者手帳ができた時点で窓口に来てもらうよう、段取りして事務を進めている状況である。

(委員長)

要するに本人の申し出がないと、どうしようもないのだな。

(事務局)

おっしゃるとおりである。

No. 13 乳幼児医療費助成事業（保険年金課）

(委員)

平成26年度から、入院助成対象が中学生まで拡大するということは望ましいことだと思う。所得制限は考慮すべきだと思うのだが、所得制限はあるのか。

(保険年金課)

所得制限はない。対象となる皆さん全員である。

(委員)

内容はよく分かった。この年齢での適正受診というのは具体的にどう考えればよいのか。薬はジェネリックでいいと思うが、ほかにはあるか。

(保険年金課)

これは子どもによっても病名とかいろいろあると思う。幼児であれば少し熱が出ただけでもすぐ病院へ行くというイメージもある。その辺のお母さん自体の判断の調整くらいのイメージである。その辺はなかなか答えにくいところである。

(委員)

そういうことか。私は逆に受診しないといけないのに、それがされていないという捉えの方が重要ではないかと思った。

(保険年金課)

出生届が出てきた時点で、詳細な話は窓口でさせていただいているので、漏れは少ないと思う。

(委員)

シートにあるとおり、今まで伊予市は小学生卒までしか入院費の助成対象がなかったものを、26年度から中学生まで対象拡大することとなった。他市では既に県内14市町が中学校までやっている。伊予市も是非定着させていただきたい。初年度だから、中学生も新しく対象になったと周知徹底しなければならぬと思うが、特に問題はないか。

(保険年金課)

現在ホームページや広報等々で周知を図っている状況である。今後は病院へも中学生まで見れるようになったという周知は心がけたいと思う。

(委員)

課題認識に、小学校の校長や保護者にチラシを配布したとある。こういうことは中学校でもされるのか。

(保険年金課)

今年の4月に、教育委員会を通じて小・中学校の校長に依頼して、全校生徒に保護者宛てのチラシを配布している。

(委員)

引き続きお願いします。

(委員)

この事業は大変いいことだと思う。これは近隣の市町も同じ割合なのか。あと伊予市独自で実際に0歳から6歳まで全額補助するとか、そういう考えがあるのかどうか聞かせてほしい。

(保険年金課)

県内市町の乳幼児医療費助成の実施状況について。平成26年4月1日現在、全市町において、小学就学前の分について実施している。小学校卒業まで外来も入院も全てやっている市町となると、人口の少ない上島町や久万高原町、内子町、松野町、あと8月頃から砥部町が実施を検討しているようである。中学校の卒業まで入院も外来もとなると、上島町、久万高原町及び松野町が今は実施しているようだ。ほかの市町は入院だけという形になっている。

(委員)

今後全額補助するということはないのか。

(保険年金課)

今年の4月から中学校の入院について助成を始めたばかりなので、小学生の外来まで全てというわけにはちょっと。財源的にも厳しいところがあり、その辺は財務課等とも協議しながら検討したいと考えている。

(委員長)

市長ではないので答えにくいと思う。細かいことであるが、この事業の根拠となっている条例は、伊予市乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例と記入されているのだが、この条例を運用して中学生までとなっているのか。

(保険年金課)

ご指摘のとおりである。

(委員長)

そのような幅のある条文なのだな。

(保険年金課)

もともとの条例を内容の変更だけで対応している。

No. 14 母子家庭医療費助成事業（保険年金課）

(委員)

この事業も必要な事業だと思う。26年度から対象が父子家庭にも拡大と言われた。ホームページや広報紙で周知をしていると思うのだが、ほかに対象の家庭にはがきで周知などはされているのか。

(保険年金課)

対象となる父子家庭に対する案内は、個人情報に当たるため、していない。

(委員長)

その家庭を特定することになる。

(委員)

その家庭がホームページや広報紙を見て、自分が対象だと申請に行くしか方法は無いのか。

(事務局)

それしかない。

(委員)

知らない人も多いのではないか。実際は26年度から対象になったのに、それを知らず申請がない人もいるのではないか。

(保険年金課)

子育て支援課で児童扶養手当を支給している。その関連として横の関係、それを図りながら、周知漏れ等ないように連絡するという段取りはしたいと思う。

(委員)

先ほどの条例と同じであるが、こちらは伊予市母子、父子家庭医療費と、父子を条例名の中に入れた方が良く思う。

日本の福祉制度の仕組みは申請主義のため、届出がないと受け付けない。プライバシーの問題もあってやりにくいというのは分かるのだが、今の少子化、子どもの医療一本化ということもあるので、あらゆる手段で目立つように、父子家庭にも周知徹底いただきたい。いろいろ工夫している市町もあると思うので、そういうアイデアを少し取り入れて、対象となる人たちが肩身の狭い思いをしないよう、温かい手が差し伸べられるような工夫をしていただきたいと思う。

(委員)

助成対象人数は平成25年に826人と教えていただいたが、参考までに24年度の人員が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

平成24年度は886人である。

(委員)

そうすると対象者は減ったけれども、金額はそれに比例してないかもしれない。医療単価も上がっているかもしれないし、やはり人員で押さえていくのもいいのではないかと思った。活動内容にもまだ空欄があるので、人数も書かれてはどうかと提案する。

(委員長)

一つの指標にはなる。

(保険年金課)

参考にさせていただき、次回考えたいと思う。

(委員)

今日のNo.8からNo.14までどのくらい重複助成者がいるのか、ちょっと分かりにくい。年齢別の対象者の一覧表のようなものを作ればよく分かるのではないかと思う。例えば母子家庭の子どもに4万円児童扶養手当を出していて、その上に児童手当の1万円を払うとか。そういう重複はないのか。

(保険年金課)

課税の絡みがあるので、全員ではないところもある。重複の方もおいでるだろう。

(委員)

いろんなことがごちゃごちゃになって、ちょっと分かりにくかった。

(委員長)

先ほど委員が言及された条例の名称は改正したのか。

(保険年金課)

こちらは伊予市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例という形で、平成25年12月20日に改正している。

(委員長)

乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例は、まだ改正していないのか。

(保険年金課)

中身は改正しているのだが、題名は変えていない。

(委員長)

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例と、乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例…、これは別々に走らないといけないのか。保険年金課固有の問題とは思わないが、シンプルイズビューティフルということで相利用されてはどうかと思うのだが、いかがか。

(保険年金課)

確かにまとめればいいという考えもあるのだが、県の補助金の絡みがある。県の要綱に準じているところが部分的にあるので、たちまち合体させるということは難しい。

(委員長)

なるほど。実情はよく分かったけれど、シンプルイズビューティフルの路線で考えておいていただければと思う。